日本鉄筋継手協会 鉄筋継手工法認定規定

2018年7月26日 制定2018年8月1日 施行2019年3月19日 改正

(目 的)

第1条 本規定は、公益社団法人日本鉄筋継手協会(以下、「協会」という。)が、ガス 圧接継手、溶接継手、機械式継手等の鉄筋継手の品質向上、信頼性向上、技術の 進歩・普及に貢献するために、鉄筋継手に関する各種工法の認定を行うことを目 的とする。

(認定の対象及び種類)

- 第2条 認定の対象は、次のとおりとする。
 - (1) ガス圧接継手に関する工法認定
 - (2) 溶接継手に関する工法認定
 - (3)機械式継手に関する工法認定
 - (4) その他の鉄筋継手に関する工法認定
 - 2. 認定には、新規認定、更新認定、変更認定の3種類を設ける。
 - (1) 新規認定及び更新認定の有効期間は、原則として5年間とし、5年ごとに 更新審査を実施する。
 - (2)変更認定の有効期間は、変更前の認定書に記載されている有効期間の満了 日までとする。

(委員会)

第3条 本規定の実施に当たっては、鉄筋継手工法認定委員会(以下、「認定委員会」という。)が、認定申請の受理審査及び認定審査を行い、必要に応じて認定審査W G(以下、「WG」という。)を設置して対応することができる。

(認定委員会委員及び認定審査WG委員の選任と任期)

- 第4条 認定委員会は、委員長1名、委員若干名により構成する。
 - 2. 認定委員会の委員長(以下、「認定委員長」という。)は、WG主査及びWG委員を指名し、認定委員会の同意を得て選任することができる。
 - 3. WG主査及びWG委員は、当協会の会員から選任する。ただし、認定の内容により、適切な人材を会員以外から選任することができる。
 - 4. 委員長及び委員の任期は、認定委員会により定められた期間(最長2年間)まで とし、WG主査及びWG委員の任期は、当該申請案件の審査終了までの期間とす る。

(認定申請の基本要件)

第5条 認定を求める申請者(以下、「申請者」という。)は、本協会の会員であって、 認定を求める工法の開発者又は開発者から申請の許諾を受けた者でなければなら ない。なお、会員外であっても、申請と同時に本協会への入会手続きを行ってい る場合は、当該認定申請を認める。

(認定申請)

- 第6条 申請者は、本規定第2条に定める認定の対象ごとに別途定める認定実施細則の認 定申請手続きに従い、必要書類を添付して協会へ提出する。
 - 2. 認定申請の種類は、次のとおりとする。
 - (1)新規認定申請

本規定第2条に定める対象について、新規に認定を申請するもの

(2) 更新認定申請

認定期間の延長を求めるために認定を申請するもの。

(3) 変更認定申請

協会にて認定されたものについて一部分の変更又は追加による変更の認定 を申請するもの

(認定申請の受理)

- 第7条 認定申請書を受領した後、認定委員長は認定委員会の開催日程を決定し、認定委員会を召集しなければならない。
 - 2. 認定委員会は、認定申請の受理審査を行う。
 - 3. 認定委員会は、認定申請の内容が協会運営全般に大きな影響があると判断される場合には、認定申請の受理の可否を理事会に附議しなければならない。

(認定審査)

- 第8条 認定委員会は、認定申請を受理した案件に対して認定審査を行い、審査結果を理 事会に附議しなければならない。
 - 2. 認定委員会は、WGに認定審査を指示することができる。WGは、認定審査を行い、審査結果を報告書にまとめ、認定委員会に提出しなければならない。
 - 3. 認定委員会及びWGは、審査の開始前に審査基準を明らかにし、申請者に対して 審査基準を公開又は通知しなければならない。
 - 4. 認定委員会及びWGは、申請者に対して必要に応じて技術内容を確認するための 資料の提出及び立会による確認を要求することができる。
 - 5. 認定審査の期間は、原則として認定申請受理後1年以内とする。

(認定の可否の決定)

- 第9条 理事会は、認定委員会の審査及び評価結果をもとに、認定の可否を決定する。 (認定書の発行)
- 第10条 協会は、理事会の決定に基づき、認定を受けた者(以下、「認定取得者」という。) に対して、認定書を発行する。
 - 2. 協会会員外(第5条の会員資格審査中)の申請者の認定が決定した場合は、協会 への入会後の認定とし、入会の承認日を認定日として認定書を発行する。
 - 3. 認定書の記載事項は、認定の対象ごとの認定実施細則の定めによる。
 - 4. 複数の申請者による認定に際しては、次の各号に従い、個々の認定取得者に対して認定書を発行することができる。
 - (1) 認定書は、1認定に対して連名にて1通を発行することを原則とする。
 - (2) 認定取得者が複数の場合であって、その認定取得者が複数の認定書を望む

場合は、認定連名者数を限度として認定書を発行することができる。なお、複数発行する認定書に記載する連名者の順序は、認定取得者が届け出ることにより、認定書ごとに順序を変更して発行することができる。

(3) 発行する複数の認定書(1 通は除く)の発行手数料は、日本鉄筋継手協会料金表(以下、「料金表」という。)に別途定める。

(認定内容の公表)

第11条 協会は、認定書の発行後、認定内容を協会会誌及び協会ホームページ等に掲載し、 公表する。

(認定の更新)

第12条 認定取得者は、認定の有効期間満了の180日前迄に、更新認定申請を行わなければならない。

(認定内容の変更)

- 第13条 認定取得者は、認定の有効期間内に継手工法の認定内容の変更を行う場合、予め変更認定申請を行わなければならない。
 - 2. 認定取得者は、認定の有効期間内に会社名、所在地等の変更が生じた場合、認定 委員会へ遅滞なくその変更内容を報告しなければならない。

(申請料、審査料及び認定料の取扱い)

- 第14条 申請者は、認定申請と同時に申請料及び審査料を支払い、認定決定の通知受領後、 認定取得者は、速やかに認定料を協会に支払わなければならない。 なお、認定の可否に係わらず、申請料及び審査料の返還は行わない。
 - 2. 認定に関わる申請料、審査料及び認定料は、料金表に別途定める。

(認定失効の取扱い)

第15条 認定委員会は、認定書に記載された認定の有効期間が超過した場合、当該認定を 失効とし、認定取得者に通知すると共に、失効したことを理事会へ報告する。

(認定の取消し)

- 第16条 協会は、次の事項に該当する場合、認定委員会及び理事会の審議を経て認定の取消しを行い、認定取得者に通告するとともに、協会会誌及び協会ホームページに認定取消しの旨を掲載し、公表する。
 - (1) 認定取得者が、協会が認定した内容と異なるものを認定されたものと偽り、 自ら施工又は他社に施工させたとき
 - (2) 認定取得者が、認定申請時に虚偽のデータ等を認定委員会に提出したことが判明したとき
 - (3) 協会の目的に反する行為や協会の名誉を傷つけたとき

(秘密保持)

第17条 認定に関与する認定委員会の委員、WG委員、協会役員及び協会職員は、認定審査の過程で知り得た情報及びデータ等を遺漏してはならない。ただし、公知の事実となっているものはこの限りではない。

(規定の改正又は廃止)

第18条 本規定の改正又は廃止は、認定委員会が発議し、理事会の議決による。

附 則

1. 本規定は、2019年3月19日に改正し、同日より施行する。

改正記録表

改正年月日	作 成	審査	承 認	改正内容
2019. 07. 26	事務局	機器技術等	理事会	初版制定
		認定委員会		施行日:平成30年8月1日
2019. 03. 19	事務局	認定委員会	理事会	字句修正

公益社団法人日本鉄筋継手協会

<略称>

理事会:協会理事会 認定委員会:鉄筋継手工法認定委員会 事務局:協会事務局

<以下、空白>